

令和8年度 消費生活相談員

受講者募集

養成講座



消費者安全法に規定する消費生活相談員の資格を取得し、県又は市町村の消費生活相談業務に従事することを旨とする受験対策のための講座（座学9日間、リモート講義2日、通信学習）を開催します。

受講料は無料です！この機会にぜひ受講してみませんか。たくさんのご応募お待ちしております！

1 募集定員

50名（応募者多数等の場合は書類選考及び抽選による）

2 受講対象者

（下記の条件をすべて満たす方）

- （1）茨城県内に在住・在勤・在学の方
- （2）講座を8割以上受講できる方
- （3）2026年度消費生活相談員資格試験の受験の有無及びその結果を提供できる方
- （4）消費生活相談員の資格取得後「茨城県消費生活相談員等人材バンク[※]」に登録できる方

※消費生活相談員の採用を予定する県内の市町村に対し、登録者の情報を提供する制度です。

3 会場

茨城県立青少年会館（9、10日目はザ・ヒロサワ・シティ会館）

4 日程

6月20日（土）から8月29日（土）までの土・日曜日（全10日間）
時間はいずれも午前10時から午後4時まで。講座等詳細な日程表は、下記【問合せ・申込先】からご確認ください。
一次試験合格者には、12月に面接試験対策講座（1回）を実施。

5 受講料

無料です。

6 申込方法

「受講申込書（様式第1号）」、「受講申込動機」を郵送又は持参して、申し込んでください。なお、応募書類は返却いたしません。

7 申込期間

4月20日（月）から6月5日（金）まで（必着）
（持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。なお、先着順ではありませんので、期間内にお申し込みください。）

8 その他

- （1）リモート講義が2日ありますのでインターネット環境が必要となります。
- （2）受講申込者全員に受講決定通知等を送付します。
- （3）会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いいたします。
- （4）講座期間中の昼食は、各自ご用意ください。

【問合せ・申込先】

茨城県消費生活センター

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎1階

電話 029-224-4722 FAX 029-226-9156

詳細は、ホームページ「いばらき消費生活なび」をご覧ください。

